

《平成 25 年度日本薬剤学会「薬と健康の週間」  
懸賞論文審査結果》

テーマ「インターネットによる医薬品販売の是非について」

第 1 席：山崎裕太郎（長崎大学薬学部）

第 2 席：石田洋也（岩手医科大学薬学部）

第 3 席：秤谷隼世（慶應義塾大学薬学部）

「インターネットによる医薬品販売の是非について」

長崎大学薬学部 5 年 山崎裕太郎

2013 年 6 月 5 日、政府から一般用医薬品のインターネット販売（以下ネット販売）を原則解禁とする方針が打ち出された。私はその知らせを実務実習先の薬局で知り、指導薬剤師の先生と深い議論をしたことを覚えている。OTC 販売に詳しい先生であり、2 人の意見は反対で一致した。

一般用医薬品のネット販売が注目度を増したのは、2013 年 1 月 11 日の最高裁判所の判決であることは間違いない。事実上のネット販売が解禁され、その後、成長戦略第 3 弾として政府から、インターネットによる一般用医薬品の販売解禁が宣言された。これらでは、対面でないことでの副作用等は報告されておらず、法規制の下、安全性の確保は可能であると主張されている。しかし、これまで副作用が発生していないから今後も安全と言えるのか、本当に法規制下で徹底した監視がなされるのか疑問である。

私は、安全確保の観点からネット販売には反対である。理由は 2 点だ。まず、医薬品情報が十分に提供されないという点である。一般用医薬品でも副作用が起きる可能性は当然ある。最近スイッチ OTC として従来は処方せんが必要であった医薬品を、店頭で購入することができる。もちろんインターネットでもだ。その添付文書を比較すると、医療用添付文書には禁忌としてアスピリン喘息が記載されているにもかかわらず、一般用添付文書では、喘息のような症状がでたら相談すること、と警告度に大きな差を感じる。インターネットで医薬品の購入を試みたが、注意すべき点のページが表示されたが、クリック一つで購入画面までたどり着いてしまった。果たして全ての購入者が注意書きを読んで購入して

いるのだろうか。そして、最後には詳しくは添付文書をお読みくださいとある。購入者本人に丸投げというのが現状で、あまりにも雑である。対面販売では、専門家から最低限の注意や、受診勧告などのアドバイスを受けることができる。また相互作用を未然に防ぐことが大いに期待でき、更なる医薬品の安全使用、患者の利益につながる。

2 点目は偽造薬流通である。医薬品は人体への作用を目的としており、使い方次第では毒にもなり、他の商品、例えば食料品と違った性質を持っている。だが、医薬品を経済政策の一部とする政府の見方は、食料品と同じ「商売道具」であるという印象を受ける。「ドラッグストアよりもネットの方が安かったので、ネットで買った」という商品レビューがなされておき、消費者にもそう感じている人は多いのではないか。そのような風潮が、偽物を販売し利益を得ようとするもの、価格競争により生産コストを削減するため品質管理を怠るものを生む可能性は否定出来ない。もし、これらが現実となれば、新たな薬害を生む危険性がある。医療従事者として国民の健康を損なうことを見過ごしてはいけない。

私の住む長崎は坂や階段に囲まれ、離島も多くある。それこそネット販売の恩恵を受ける地域かもしれない。だが、その環境で薬局実習を経験し、地域密着型薬局の必要性を痛感した。処方せんを受け付け、在宅訪問を積極的に行い、時には患者さんのセルフメディケーションのために OTC を勧め、健康相談に乗る。「昔はこのような薬局が多かったが、今では絶滅寸前だ」と指導薬剤師の先生は言う。身近に頼れる町の科学者の存在が減り、薬局から足が遠のいていることが、ネット販売への期待を加速させているのではないか。ネット販売を求める声は、利便性の追求でなく、薬剤師の必要性を感じないという批判と捉えることはできないだろうか。「先生のおるけん、この坂ば上ってきよるとよ」と言ってもらえるような薬剤師に私はなりたい。そんな薬剤師が増え、「薬は薬局で買うもの」という認識を持ってもらえるよう、地域に根ざした活動を行うことが重要だと信じ、日々努力していきたい。

「インターネットによる医薬品販売の是非について」

岩手医科大学薬学部 5 年 石田洋也

私は、インターネットによる医薬品の販売には反

対である。なぜならば、インターネットを介した販売では十分な安全性を確保することが難しいからである。

現代医療において重要かつ不可欠な医薬品は、古くから様々な場面で用いられてきた。それゆえ、多くの病を治してきたと同時に、多くの健康被害も生み出してきた。それは一般医薬品においても同じで、多くの薬で起こりうるアナフィラキシーショックやステーブンス・ジョンソン症候群によって死に至る事例もある。いくら便利であるとはいえ、そのような危険性を伴う医薬品を薬剤師による詳しい説明もなしに購入が可能になるというのは非常にリスクが高い。

今でこそ事実上解禁されているとはいえ、平成16年から最近までの厚生労働省の考えは、「一般用医薬品の販売は対面販売が原則であり、第一類医薬品や第二類医薬品のインターネット販売は禁止すべき」というものだった。これは、医薬品が効能効果とリスクをあわせ持つ物であることを踏まえると自然な考え方であり、日常生活に支障を来さないものの健康被害が考えられる限りは第三類医薬品まで規制をかけても妥当なくらいである。

過去には薬害エイズや薬害肝炎などの重大な健康被害が生じており、多くの人に薬を使うことのリスクを考えさせるきっかけとなった。これらの事例は、当時の医療従事者にとって予想外の出来事ばかりで、医療従事者であっても把握しきれない医薬品に秘められた危険性をよく表している。

ここまで医薬品の危険性について述べてきたが、私が一番懸念しているのは全ての消費者がその危険性を重く受け止めているわけではないということである。一般医薬品による健康被害についても、薬剤師による説明の他に添付文書を読むことで重篤な症状への進行を防ぐことができる場合が多い。しかし、添付文書をしっかり読み、リスクまで把握している人がどれだけいるだろうか。毎年のように多くの健康被害が出ているということは、リスクを軽視し、内容を理解しないまま服用してしまう人が多いからではないだろうか。つまり、インターネット販売を行うにあたって販売画面や別紙の添付によって注意を促したとしても結局重篤な健康被害が出てしまうことは避けることができないと考えられるのである。

インターネットによる医薬品販売規制への反対意

見として、対面販売と比較して安全性が劣るということは実証されていないというものがある。しかし、前述のように医薬品による健康被害には死の危険を伴うものもあるため、実証されてから規制するのは遅い。健康被害を防ぐための規制で、安全性が劣るとは言い切れないので販売しましょうという意見は根本的に間違っている。また、規制の導入によって僻地の居住者や外出困難な高齢者、障害者などに負担を強いるという意見もあるだろう。しかし、そのような状況であれば薬剤師側が訪問販売の強化といった手段を用いてカバーすべきである。

これらのことから、私はインターネットによる医薬品の販売は規制され続けるべきであると考え、全ての医療従事者と患者が医薬品への関心と正しい理解をもって医薬品の安全性は確保されるのである。

#### 「インターネットによる医薬品販売の是非について」

慶應義塾大学薬学部2年 秤谷隼世

2013年1月、最高裁判所が第1類、第2類の一般用医薬品の販売を規制していた厚生労働省を違法とした判決を下して以来、我が国の大衆薬のインターネット販売の状況は、事実上、全面解禁の状態にある。すなわち、日本では1万1,100種類以上ある大衆薬のうち、いわゆるスイッチ化されたばかりの医薬品など、保留されている第1類医薬品の28種類を除いた99%以上の大衆薬のインターネット販売が解禁されている。また、政府は10月10日、劇薬5品を除き、医療用医薬品からのスイッチ後、3年経過した薬であれば販売を解禁するという薬事法改正案の方針を示した。

さて、一般用医薬品のインターネット販売の解禁については賛否両論、さまざまな意見があるが、ここではそのメリットとデメリットをできるだけ中立的な立場から見つめて私の意見を述べたい。

まず、一般用医薬品インターネット販売が解禁されることのメリットについて考える。もちろん、大衆側からすると、医薬品がネット上で手に入るようになるので、用法用量を守って使用すればより簡単にセルフケアが行えるという利便性がメリットとして挙げられる。また、そのセルフケアが功を奏して医療機関の受診回数が減ることで医療費の削減にも繋がりを。その他、無医地区や離島などに住んでいて医薬品を入手することが困難な人がより簡単に

医薬品を購入できるシステムが出来上がるという利点もある。

次にデメリットであるが、これについては第一に、医薬品の安全性という点が挙げられる。誰でも簡単に薬が手に入るようになる、とは誰でも容易に薬を服用できるようになるということであり、それはすなわち、誤った使用をする人が増える可能性が大きいということだ。時折話題になるように、薬剤師でも知識不足で薬の処方をしてしまうのだから、一般大衆が薬の利用法に関する知識を備えているとは言い難い。安全性が確保されないまま医薬品が服用されて副作用件数が増えるようであれば本末転倒である。副作用だけではなく、依存性のある鎮咳去痰薬などについても安全性に関しては懸念すべき事柄である。また、日本では今のところあまり見られていない事例ではあるが、counterfeit drug、すなわち偽薬が出回る可能性があるという問題点も無視できない。まとめると、一般用医薬品のネット販売におけるデメリットは、医薬品の安全性が確保されないまま一般大衆の手に薬が届いてしまうこと、偽薬が出回る可能性などである。

このメリット、デメリットを見つめて私が思うのは、デメリットがメリットをはるかに上回っているということだ。確かに薬をインターネット上で購入

できることによって救われる人がたくさんいるのは事実だと思う。そして、薬をインターネットで購入するのも薬局で購入するのも同じだとする意見を薬剤師や薬学生は厳しい現実として受け止めなくてはならないし、この現状を改善すべく我々は薬剤師という価値を創造していく努力をすべきである。しかし、その一方でネット販売を解禁すれば、薬を悪用して他人を苦しめる人や、知識がないために苦しまなくてもよい副作用に悩まされる人などが出てくるだろう。薬とは人の病気を治して正常な生理状態を取り戻すものであり、こうした不必要な副作用が出て苦しむ人が一人でもいる限り、インターネット販売は禁止されるべきだと私は考える。利便性が向上すること自体に対しては大いに賛成であるが、少なくともイギリスのように安全性を担保するシステムを作ってから販売を解禁するべきであろう。もっとも、イギリスなどでは薬剤師が大衆から信頼されているため、ネットでの薬の購入は好まれず、薬局で購入する人がほとんどである。現状を考えると、ネット販売は解禁されるだろうといえるので、薬剤師が慕われるというこのイギリスの状況こそが、理想的でこれから我々が目指していくべき薬剤師の姿なのではないかと思う。